

議案に係る地域住民からの要望について

要望(要旨)	補足(検討会における議論等)
<p><b>1. 平日5日7本体制を土曜日にも拡大する要望が実証運行で実現されなかった経過</b></p> <p>○市の説明では、1月にR4年度予算総額がほぼ内示されており、その段階で土曜運行は3ヶ月限りに決まっていたとのこと。</p> <p>○試験運行Ⅱ(2回目)から実証運行と段階を経て本格運行にいたる制度的意義、実証運行事業計画とその決定過程に照らして納得しかねる。実際に、補助金の概算払いのうち56余万円を清算額として返却しており、折角の実証運行期間を無駄にしてしまったことが悔やまれる。</p>	<p>・左欄の要望に対しては、運営主体である「新川地区地域交通運営検討会」(以下、「検討会」という)の会議(R4.11.9開催の第5回検討会)に要望代表者が参加された際に、以下(1)～(3)のとおり直接説明を行っています。なお、補助金余剰額の返還につきましては、概算払い額に対して結果的に生じた余剰額を精算したものであり制度運用上の問題はありません。</p> <p>(1) R4.1.12に開催した検討会で、令和4年度の土曜運行は、予算の都合もあることから4～6月の3ヶ月間に限定して臨時便を運行すること、また、10月開始の実証運行については、土曜運行を実施しないことについて、検討会の方針として確認しています。</p> <p>(2) 今年度の第1回検討会(R4.5.18)においても、R4年度上半期の試験運行Ⅱを踏まえた運行内容の見直しは、実証運行ではなく本格運行に反映していくことを検討会で確認しています。</p> <p>(3) 地域住民の皆様に対しては、令和4年7月号の検討会広報誌(にっかわ通信)にて周知を行っています。</p>
<p><b>2. 平日5日7本体制を土曜日にも拡大する要望が本格運行事業案に取り入れられなかった経過</b></p> <p>○本格運行案は8月から11月まで毎月開催の検討会で討議されたが、11月9日開催の第5回検討会で討議が打ち切れ、「資料2」(要望書添付資料1)提示の運行案3案について採決のうえ「案2」に決定し、対応する地域公共交通会議への付議文書も自動的に決定。</p> <p>○一連の経過に関わる文書資料を添付するのでご覧いただき、利用者住民の側から見た一連の経緯についてもご参照頂きたい。</p>	<p>・R4.4～6月の土曜臨時便の実績を踏まえ、8月の住民意見交換会では土曜運行を実施しない案をお示しましたが、一部の住民の方からのご要望を踏まえ、9月以降の3回の検討会で土曜運行を含む案について議論を行ってきました。(要望代表者は8月の意見交換会及び10月、11月の検討会に参加し意見を述べられております。)</p> <p>・検討会委員の間でも、最後まで意見が割れていたことから、11月の検討会において、検討会会則に基づき採決を行い、最終的に土曜2本を実施する案に決定しました。</p> <p>採決の結果は以下のとおりです。</p> <p>案1：平日5日7本【1名】</p> <p>案2：平日5日7本+土曜2本【9名】</p> <p>案3：平日5日7本+土曜7本【1名】</p> <p>・なお、案2に関しまして、9月の第3回検討会の段階では、土曜4本だったものが第4回検討会以降は2本になった理由は、第3回検討会では「リスクの低減、持続性を重視すべき」とのご意見が多かったことを踏まえつつ、一方で「透析患者のような命に関わる可能性のある方の通院の足は確保すべき」とのご意見もありましたので、必要最小限の2本として設定しているものです。</p>
<p><b>3. 「検討会」の結論と住民利用者の要望・認識の食い違いは何か。なぜ生じたか。</b></p> <p>①これまでの経過資料から、5月の段階で土曜運行を行わないことが基本方針として固められていた。</p> <p>②「検討会」会長や市の担当者は私たちの意見に対し「見解の相違」であるとして斥ける。</p> <p>「必要最小限の施策で一定の利便性を確保する」という原案立案者の地域交通事業に対する姿勢は、私たちが目指す地域特性に適合している質の高い公共交通の創出の努力とは大きな隔たりがある。</p>	<p>・左欄①については、5月の段階ですでに本格運行での土曜運行見送りを基本方針とした事実はありません。なお、5月の検討会では、10月からの実証運行において土曜運行を実施しない方針について確認しています。</p> <p>・左欄②について、「検討会会長や市は、見解の相違として斥ける」とありますが、これまでいただいた要望を踏まえ、土曜運行を行う案も含めて検討会で議論を行っています。</p>

要望(要旨)	補足(検討会における議論等)
<p>4. 平日5日7本体制の土曜への拡大は本当にリスクか。</p> <p>①補助金交付要綱の年間限度額 ②同限度基準日額 ③同目標収支率 ④同乗合率</p> <p>いずれも平日5日7本体制を土曜へ拡大しても基準をクリアする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行内容の検討にあたっては、左欄に記載のとおり、市の支援制度における基準※をクリアする必要があります。</li> <li>・要望者はこれまでの実績に基づく試算で土曜7本体制でも基準をクリアできるとしていますが、今後の利用者数の推移を予測することは困難なことから、特に補助上限額を超えるリスクについても考慮した上で検討を行う必要があるとの説明を仙台市より行っています。</li> <li>・そのうえで、最終決定を行った第5回検討会でも、委員の皆様には「利便性向上」と「持続性」の両面から判断する必要性を説明し、最終的に多数決により土曜2本に決定したものです。</li> <li>・なお、検討会では土曜運行の強い要望がある一方で、持続的な運行のためにはリスクを慎重に考えるべきとの意見や、土曜の更なる利便性向上に関しては、今後必要に応じて検討していけばよいとのご意見がありました。</li> </ul> <p>※左欄①12,960,000円、②65,000円、③10%、④1.2人（ただし、新川地区の場合は運行経費や定義を踏まえると収支率10%達成のためには約1.5人が必要）</p>
<p>5. 「令和5年度新川地区地域交通本格運行収支計画書」について</p> <p>多数を得た2案(=今回付議案)の収支計画書の運賃収入、運行経費に関わる推計値の算定方式、根拠数字は示されておらず、予約本数2による土曜運行の付加が年間運行実数や収支計画にどうかかわるとされたかも不明。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回付議の収支計画書は、土曜2本設定を織り込んだものであり、運賃収入や運行本数等につきましても、別紙のとおりこれまでの実績等に基づき設定しています。</li> </ul>

<収入における数値の算出根拠>

収入					
項目	運賃	利用人数	合計	備考	
運賃収入	各地区⇄作並温泉～熊ヶ根駅前	500	4	2,000	
	各地区⇄作並温泉～熊ヶ根駅前 (元気乗り乗り割引運賃)	100	56	5,600	本格運行期間の想定利用人数: 60人 (うち高齢者等の利用人数を56人と想定)
	各地区⇄作並温泉～熊ヶ根駅前 (元気乗り乗り割引運賃への市補助)	400	56	22,400	
	各地区⇄アルペロ～愛子駅方面	800	91	72,800	
	各地区⇄アルペロ～愛子駅方面 (元気乗り乗り割引運賃)	160	1468	234,880	本格運行期間の想定利用人数: 1,560人 92人-1人(グループ割引利用者)=91人 (うち高齢者等の利用人数を1,468人と想定)
	各地区⇄アルペロ～愛子駅方面 (元気乗り乗り割引運賃への市補助)	640	1468	939,520	
	「グループ予約割引」利用者 ※800円区間	600	1	600	一般利用者の1%が利用すると仮定
	割引運賃に対するその他の収入	0	0	0	
小計			1,277,800	…①	
補助金	地域交通乗り乗り事業に基づく運行経費の補助		10,162,200		
小計			10,162,200		
補助金	地域交通乗り乗り事業に基づくその他経費の補助(広報啓発費)		300,000		
	地域交通乗り乗り事業に基づくその他経費の補助(停留所製作費)		280,000		
小計			580,000		
合計			12,020,000		

500円区間の利用者数：全体の4%  
⇒1620人※×4%=64.8≒60人

一般利用者割合：全体の5.9%  
⇒60人×5.9%=3.54≒4人  
高齢者等の割合：全体の94.1%  
⇒60×94.1%=56.46≒56人

800円区間の利用者数：全体の96%  
⇒1620人※×96%=1555.2≒1,560人

一般利用者(全体の5.9%)  
⇒1,560人×5.9%=92.4≒92人

92人のうち  
・グループ割引を利用(1%)  
⇒92人×1%=0.92人≒1人  
・グループ割引を利用しない  
⇒92人-1人=91人

高齢者等(全体の94.1%)  
⇒1,560×94.1%=1467.9≒1468人

※合計利用者数1,620人の算出根拠

【平日】 R4年4月～9月(6か月)の実績=760人より、1年間では760人×2=1,520人

【土曜】 R4年4月～6月(3か月)の実績=25人より、1年間では25人×4=100人

よって、合計利用者数は1,520+100=1,620人

## < 支出における数値の算出根拠 >

支出					
項目	単価	数量	金額	備考	
運行経費	運行委託料 通常便	11,000	980	10,780,000	運行事業見積価格 試験運行Ⅱ②の実績を基に運行本数を想定
	運行委託料 追走便	11,000	60	660,000	運行事業見積価格 試験運行Ⅱ②の実績を基に運行本数を想定
小計			11,440,000	…②	
その他の 経費	ポスター作成費（広報啓発費）	1,000	60	60,000	B3
	リーフレット作成費（広報啓発費）	80	1000	80,000	A3
	ご利用手帳作成費（広報啓発費）	70	500	35,000	観音折りA5
	乗降ポイントポスター作成費（広報啓発費）	2,500	10	25,000	B3
	車両マグネット作成費（広報啓発費）	10,000	10	100,000	350mm×750mm
	停留所製作費	70,000	4	280,000	停留所4基：1ヶ所70,000円
小計			580,000		
合計			12,020,000		

### 運行回数の算出根拠

#### 【通常便】

年間平日日数：243日、土曜日数：50日

平日については、上半期（4月～9月）の実績を勘案し平日1日あたりの最大運行回数を3.7回と想定し算定

⇒平日の運行回数： 3.7（回/日）× 243（日）=899.1≒900回

土曜については、試験運行（R4.4～6）の実績（13日中10日=77%運行）より算定

⇒土曜の運行回数：50（日）×77%×2（回/日）=77≒80回

よって、通常便運行回数=900+80=980回

#### 【追走便】

上半期（4月～9月）の実績より、1ヶ月の平均が4.7回

4.7回/月×12月=56.4≒60回